

構造設備の概要（薬局製剤製造業）

氏名（法人にあつては名称）

薬局の名称

薬局の所在地

【試験検査に必要な設備・器具】

品目	数量	品目	数量	品目	数量	品目	数量
顕微鏡		試験検査台		*薄層クロマトグラフ装置		ブンゼンバーナー 又は アルコールランプ	
又は ルーペ		デシケーター		比重計 又は 振動式密度計		*崩壊度試験器	
又は 粉末 X 線回析装置		*はかり(感量 1mg)		*pH計		融点測定器	

注) *印の器具は、厚生労働大臣の指定検査機関を利用することができます。

【厚生労働大臣登録の試験検査機関を利用する場合の記載欄】

利用する指定試験検査機関の名称				
	品目	利用	品目	利用
利用する試験検査器具	はかり(感量 1mg)		pH計	
	薄層クロマトグラフ装置		崩壊度試験器	

注 1) 厚生労働大臣指定の試験検査機関を利用する場合は、利用証明書等を添付してください。

注 2) 利用する試験検査器具に○をつけてください。

【試験検査に必要な書籍】

項目	媒体	名称
薬局製剤に関するもの	書籍・磁気ディスク	[]